

○ 港湾雇用安定等計画の概要

1 計画の基本的考え方

(1) 計画のねらい

この計画は、6大港（東京、横浜、名古屋、大阪、神戸及び関門の各港湾）における港湾労働者に係る労働力需給調整、雇用改善、能力の開発・向上に関し、国、都府県、港湾労働者雇用安定センター（以下「センター」という。）及び事業主が講ずべき措置の指針を示すものである。

(2) 計画の背景と課題

イ 港湾労働者の雇用改善・能力開発の現状

- 港湾運送事業は、貨物の取扱量が日ごとに変動するという特徴（港湾運送の波動性）を有しており、企業外労働力に依存せざるを得ない状況にある。
- 港湾運送事業主には、中小企業が多いこともあり、他の産業に比して、雇用改善、能力開発について、なお改善の余地のある状況にある。

ロ 今後の港湾労働対策の課題

- イの状況に加え、近年、貨物輸送のコンテナ化等の近代的荷役の進展や港運労使間における港湾のフルオープン化の合意など、港湾労働を取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえ、従来からの施策に加え、
- 「港湾労働者派遣制度」の適切な運営及び有効活用の促進、
 - 港湾労働を取り巻く環境の変化に的確に対応した港湾労働者の雇用改善、能力開発を促進するための施策の推進、
- 等を通じて、引き続き港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進を図っていくことが重要である。

(3) 計画の期間

計画の期間は、平成16年度から平成20年度までとする。

2 港湾労働者の雇用の動向に関する事項

(1) 港湾運送量の動向

6大港における港湾運送量は、景気の低迷を反映して、平成6年度以降横ばい傾向となっているが、船舶積卸量に占めるコンテナ貨物の割合は、平成13年度には63.3%に上昇している。

(2) 港湾労働者の雇用の動向

- 6大港における常用港湾労働者数は、平成5年度以降減少傾向となっており、平成14年度末現在における6大港の常用港湾労働者数は、28,573人となっている。
- 6大港における常用港湾労働者の就労延数（港湾労働者派遣制度による就労人日を含む。）は、港湾労働者の企業常用化の推進により、平成14年度においては、就労延数全体の98.1%を占めるに至っている。

3 労働力需給調整の目標に関する事項

(1) 労働力需給調整の目標

- コンテナ輸送の増大等の輸送革新の一層の進展により、港湾労働者を常用労働者として雇用し、計画的に教育訓練を行うことにより、高度な技術・技能を有する労働者を養成していくことが重要となっていること、

- 日雇労働者の就労に際し、第三者が不当に介入することによる弊害が発生するおそれがあることから、
港湾における荷役作業については、今後とも、
- 各事業主に雇用される常用労働者による対応を原則とし、
- 港湾運送の波動性に対応した企業外労働力については、港湾労働者派遣制度に基づき派遣される常用労働者による労働力需給調整を原則とし、
- 港湾労働者派遣制度を利用したにもかかわらず必要な労働力を確保できない場合に限り公共職業安定所の紹介による日雇労働者の雇入れを認め、
- さらにその適格な紹介が受けられない等の場合に限り日雇労働者の直接雇用を例外的な措置として認める、
という原則の徹底を図ることにより、港湾労働者の常用化を推進する。

(2) 労働力需給調整に関して講ずべき措置

イ 国及び都府県が講ずる措置

- 各事業主における直接雇用の日雇労働者の利用状況の的確な把握に努め、直接雇用の日雇労働者を多数使用する事業主に対しては、雇用管理に関する勧告を含め、必要な指導を行い、直接雇用の日雇労働者の月間平均就労延数の減少に努める。
- 人付きリースの完全縮小を行うため、人付きリースの利用状況の的確な把握に努めつつ、港湾労働者派遣制度の更なる活用の促進、改善計画の策定等の個別指導の拡充等を行う。
- 港湾労働法遵守強化旬間等を通じて、港湾関係者の遵法意識の一層の高揚を図るとともに、雇用秩序連絡会議の積極的開催、港湾労働者からの申告に対する迅速な対応、現場パトロール及び立入検査の効果的な実施、雇用管理に関する勧告等により、違法就労の防止を図る。
- 日雇労働者の求職の動向等の的確な把握に努め、公共職業安定所の紹介による必要な労働力の確保に努める。

ロ センターが講ずる措置

- 港湾労働者派遣制度に係る情報の迅速な収集・提供を行うとともに、積極的に労働者派遣契約の締結のあっせんを行う。
- 労働者派遣契約の締結のあっせんに係る要請の内容をきめ細やかに確認するとともに、事業主、港湾労働者等に対して、港湾労働者派遣事業に関する相談その他の援助を行う。

ハ 事業主及び事業主団体が講ずる措置

- 直接雇用の日雇労働者の利用が例外的となるように努めるとともに、人付きリースの完全縮小に努める。
- センターが行う労働者派遣契約のあっせんに協力するよう努める。

4 港湾労働者の雇用改善・能力開発を促進するための方策に関する事項

(1) 雇用改善を促進するための方策

イ 国が講ずる措置

港湾のフルオープン化等の港湾労働を取り巻く環境の変化等により、労働時間の増加等の労働環境の悪化が生じないように、必要な指導を行うとともに、関係者の協力を得つつ、必要な福祉対策が実施されるよう努める。

ロ センターが講ずる措置

港湾労働を取り巻く環境の変化に的確に対応した雇用管理者研修及び雇用管理の改善に関する相談その他の援助を実施する。

ハ 事業主及び事業主団体が講ずる措置

港湾のフルオープン化等により、日曜・夜間荷役が継続的に行われる場合には、労使間の協議に基づき、交替制勤務の導入等による適切な雇用管理の実施を図るほか、共同受注・共同就労の増加等に対応して事業主が協力して労働安全衛生対策を講ずる等、港湾労働を取り巻く環境の変化に的確に対応した労働環境の整備に努める。

(2) 能力開発を促進するための方策

イ 国が講ずる措置

港湾職業能力開発短期大学校を始めとする公共職業能力開発施設において、荷役機械の技術革新の進展等の港湾労働を取り巻く環境の変化によるニーズの変化に的確に対応した職業訓練の効率的な実施に努めるほか、講師の派遣や施設の提供等事業主が行う教育訓練を支援、促進する。

ロ センターが講ずる措置

港湾技能研修センターにおいて、荷役機械の技術革新の進展等の港湾労働を取り巻く環境の変化によるニーズの変化に的確に対応した技能労働者の育成するとともに、港湾労働者に対する相談援助や各種講習を実施する。

ハ 事業主が講ずる措置

荷役機械の技術革新の進展、共同受注・共同就労の増加等の港湾労働を取り巻く環境の変化に留意しつつ、その雇用する港湾労働者の職業生活の全期間を通じた段階的かつ体系的な教育訓練を行うよう配慮する。

5 港湾労働者派遣事業の適正な運営を確保するための方策に関する事項

(1) 国が講ずる措置

港湾労働者派遣制度の適正な運営に支障を来すことのないよう、以下の事項等について、必要な指導を行うとともに、その趣旨の徹底を図る。

- 労働者派遣契約の締結に際して、センターのあっせんを受けることが適当であること、
- 港湾労働者派遣事業は自己の営む港湾運送事業に付随して行うことが適当であること・労働者を専ら派遣就業に従事させることは適当でないこと、
- 派遣先もまた派遣中の労働者について法に基づく労働安全衛生上の措置等を講ずる必要があること、

(2) センターが講ずる措置

- 港湾労働者派遣制度に係る情報の迅速な収集・提供を行うとともに、積極的に労働者派遣契約の締結のあっせんを行う。
- 労働者派遣契約の締結のあっせんに係る要請の内容をきめ細やかに確認するとともに、派遣元責任者研修を行うほか、事業主、港湾労働者等に対して、港湾労働者派遣制度に関する相談その他の援助を行う。

(3) 事業主及び事業主団体が講ずる措置

- センターが行う労働者派遣契約のあっせんに協力するよう努める。
- 港湾労働者派遣制度の許可基準とされている自己の営む港湾運送事業に付随した港湾労働者派遣事業の実施、派遣就業の日数の上限等を遵守するとともに、法に基づく労働安全衛生上の措置等を的確に実施する等、港湾労働者派遣制度を同制度の趣旨に沿って活用する。